

令和 5 年 12 月 4 日

関係契約事業者様

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
事務局長

衣浦トンネル回数券の交付の終了について

日頃は弊財団を御利用いただき誠にありがとうございます。

さて、弊財団は衣浦港 3 号地廃棄物処分場を令和 14 年度末まで計画的に利用するため、令和 6 年度からキャップ制度を導入するとともに、搬入量増大のために行ってきた各種割引制度や衣浦トンネル回数券交付などの優遇制度を今年度末をもって廃止することといたしました。このうち、衣浦トンネル回数券交付につきましては、毎年予算の範囲内で交付してきたところですが、今年度はこれまでの執行状況に鑑み令和 6 年 1 月申請分(令和 5 年 12 月搬入分まで。申請書は令和 6 年 1 月 16 日(火)必着)をもって終了することとしました。

なお、かねてからお願いしておりますとおり、関係書類(領収書の写しや利用証明書の写し)を、利用日の属する年度の終了から 2 年間保存していただくようお願いいたします。

皆様には今後も処分場の長期かつ安定的な利用について御理解と御協力を頂きますようお願いいたします。

担当 総務課
電話 0569-89-7300